

大阪医科大学看護学部 後期授業に関する方針

2020年8月31日 看護学部教育センター

未だ新型コロナウイルス感染症の状況が時々刻々と変化しております。学生の皆様の安全を考えながら、学修内容の質を担保するため、感染予防対策を徹底したうえで後期授業の方針を以下の通りとします。

1. 文科省からの後期授業に関する通達の一部抜粋（令和2年7月27日）

1. 本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっての基本的な考え方について

本年度後期や次年度の各授業科目の実施方法を検討するに当たっては、大学設置基準第25条第1項が、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していることに鑑み、地域の感染状況や、教室の規模、受講者数、教育効果等を総合考慮し、今年度の授業の実施状況や学生の状況・希望等も踏まえつつ、感染対策を講じた上での面接授業の実施が適切と判断されるものについては面接授業の実施を検討していただき、授業の全部又は一部について面接授業の実施が困難と判断される際には、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」を踏まえた上で、遠隔授業等（面接授業との併用を含む。）の実施を検討いただくようお願いいたします。

そのうえで、面接授業を行うこととした際には、出席停止とされた学生や、感染経路が分からない地域に住んでおり、通学した場合の感染の可能性が高い状況にある学生に対しては、別途、当該面接授業を、テレビ会議システム等を用いて同時配信することや、録画等により受講できるように必要な配慮を行うようお願いいたします。この場合に実施した遠隔授業は、「2 遠隔授業等の実施に係る留意点」において示す特例措置として扱うことが可能です。

以上を踏まえ、各授業科目の実施方法について御検討いただいた結果、本年度後期や次年度の授業の実施方法としては、面接授業のみ実施、面接授業と遠隔授業の併用実施、遠隔授業のみ実施等多様な授業の実施形態が考えられますが、いずれの場合も、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して丁寧な説明に努めるとともに、その実施方針等については、受験生の進学先の参考となるよう、できる限り早めにインターネット等により公表していただくようお願いいたします。

ただし、感染の状況は日々刻々と変化しているものであることから、一度実施方針を決定した後においても、地域の感染状況や、学生の希望等も踏まえ、必要に応じてその実施方法の見直しや更なる改善に努めるようお願いいたします。その結果、年度途中においてこれらの授業の実施方法を変更する場合にも学生に対して丁寧な説明に努めるようお願いいたします。

2. 学事日程について

- ・後期授業は、文科省および大学の基本方針に従い、対面による接授業（以下面接授業とする）を基本方針として10月1日より実施します。但し、一部の臨地実習は9月より実施します。

3. 授業方法について

講義や演習の一部は、3密を回避するために面接授業とオンライン授業（同時双方向授業はZoomを使用）を組み合わせを行い、感染防止に努めます。

1) 講義科目

- ・1単位 15時間（自学自習を含む 45時間）の学修内容を保証します。
- ・講義科目に関して、1・2年生ともに Aグループ（学籍番号下4桁：2001～2045） と Bグループ（学籍番号下4桁：2046～最終番号） に分けて面接授業とオンライン授業を実施します。詳細は時間割に明示します。

【例】10月1週目：Aグループは面接授業、Bグループは自宅でのオンライン授業

10月2週目：Bグループは面接授業、Aグループは自宅でのオンライン授業

- ・1・2年生は、AグループとBグループに分かれて面接授業あるいは同時双方向授業のいずれかを受けます。同時双方向授業を受ける学生は、時間割通りに自宅から Zoom にアクセスをして授業を受けてください。
- ・学生の皆様は、パソコンとインターネット環境を整えてください。パソコンやインターネット環境の準備ができない学生に対しては、文科省の通達「大学等における遠隔授業の実施に当たっての学生通信環境への配慮などについて」に基づいて、個別対応を行います。（ノートパソコンの貸出しをします。あるいは登校を許可します）
- ・配布資料は Moodle に2日前にアップして、事前に資料を印刷できるようにします。あるいは事前に2回分の資料を配付します。
- ・4年生の講義科目（看護管理）に関しては、面接授業とオンデマンド型の授業を組み合わせで行います。
- ・期末試験あるいはそれに相当する試験は、面接授業とし2つの教室を使用して実施します。
- ・シラバスの授業回数は原則変更しません。但し、新型コロナウイルス感染症拡大により登校禁止となった時など授業内容を大きく変更せざるを得ない場合はその限りではありません。

2) 演習科目

- ・1単位 30時間（自学自習を含む 45時間）の学修内容を保証します。
- ・演習科目のうち、面接授業でしかできないもの（グループワークや技術演習、体育など）は3密にならないように時間割や教室を分けるなど工夫して授業を行います。
- ・シラバスの授業回数は原則変更しません。但し、新型コロナウイルス感染症拡大により登校禁止となった時など授業内容を大きく変更せざるを得ない場合はその限りではありません。

3) 実習科目

- ・1単位 45時間（臨地での実習時間）の学修内容を保証します。
- ・1~4年生は、基本的に臨地（病院、訪問看護ステーション、クリニック、施設、企業、保健センター等）において実習を行い、施設が実習受入れ中止の場合は、1単位 30時間以上の臨地実習時間が確保できるように、また、同科目において、グループ間の実習時間に差がでないように他施設を含め調整を行います。不足時間は、学内演習等の代替方法により、学修内容を保証します。
- ・シラバスの授業回数は原則変更しません。但し、新型コロナウイルス感染症拡大により登校禁止となった時など授業内容を大きく変更せざるを得ない場合はその限りではありません。

4. 時間割等について

- ・9月中に皆様に UNIPA にて配信あるいは時間割を直接配布します。
- ・後期の学事および時間割等については、9月中に皆様に対面での説明あるいは UNIPA 配信を行います。

5. 出欠席管理について

- ・出欠席の確認は、基本的に面接授業に出席している学生は教室の出欠端末で行ってください。オンライン授業を受ける学生は科目責任者の指示に従ってください。Zoom あるいは何らかの方法で必ず出欠席を取ります。
- ・本来は面接授業を受ける日であるにもかかわらず、寝坊などの理由で面接授業に間に合わずオンライン授業を受けた場合は基本的に欠席扱いとなりますのでご注意ください。

6. 教室の使用について

- ・教室の使用に関しては、基本的に以下の通りとします。
 - 1年生：講義室1あるいは講堂
 - 2年生：講義室3
 - 3年生：講義室4、5（場合により講義室2を使用）
 - 4年生：講堂（場合により講義室2を使用）
- ・授業中は、窓と教室の扉を開放し、換気扇を「on」にして常に換気をしましょう。但し、気温が下がり寒くなってきた場合は一部の窓を閉めてください。

7. 新型コロナウイルス感染症発症時の対応について

万一、学生が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、以下の通りとします。

1) 講義・演習科目

- ・発熱、および健康調査票の症状がある場合（疑感染者）は、担当教員および保健管理室に報告し、保健管理室の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症が発症した場合（当該感染者）は、担当教員および保健管理室に報告し行政の指示に従い出校停止（自宅待機）となります。
- ・当該感染者の濃厚接触者になった場合、行政の指示に従い2週間出校停止（自宅待機）となります。
- ・当該感染者の自宅待機者（無症状あるいは軽傷）および濃厚接触者は、自宅でオンライン授業を受けるようにしましょう。
- ・当該感染者で入院あるいは隔離を要する者で授業日数が不足する学生は、欠席した授業科目において後日オンライン授業あるいは補習授業を受けられるように配慮します。

2) 実習科目

- ・発熱、および健康調査票の症状がある場合（疑感染者）は、担当教員および保健管理室に報告し、実習への参加は保健管理室の指示に従ってください。
- ・新型コロナウイルス感染症が発症した場合（当該感染者）は、担当教員および保健管理室に報告し行政の指示に従い出校停止（自宅待機）となります。

- ・当該感染者の濃厚接触者になった場合、行政の指示に従い2週間出校停止（自宅待機）となります。
- ・実習病棟で（当該感染者）が出た場合も、受け持ち患者および当該病棟のスタッフに陽性者がでていない場合は実習を続行します。その場合には、担当教員から当該病棟で陽性者が出たこと、実習続行と判断した根拠、感染予防行動の確認、不安が強い・持病があるなどの事情がある場合は教員が個別に相談に乗ることを説明し、安心して実習に臨める環境作りに努めます。その上で実習に参加できない場合は、欠席となります。
- ・当該感染者や濃厚接触者、疑感染者などで実習日数が不足する学生は、後日追実習を受けられるように配慮します。

以上